

# 万灯

ともしび No.33

編集・発行  
社会福祉法人 万灯会  
発行日  
令和7年4月1日



いつもより遅い春の訪れを  
心待ちにしていた生き物たちも優しく  
温かな陽気に誘われて姿を見せてくれるよう  
なりましたが、いかがお過ごででしょうか？  
穏やかな季節となり、私達も散歩やイベントなど、  
近い・遠いに関わらず出かける機会も増えてきたのでは  
ないかと思います。心身のリフレッシュもかねてお出かけを  
してみてはいかがでしょうか？何か新しい発見に出会え  
るかもしれません。

この春、入園・入学・就職など新しい生活を迎  
られた方も多いと思います。季節や環境の変化  
で体調が崩れやすくなります。いつも以上  
に体に気を付けて過ごしていって  
ください。



# 令和7年度 社会福祉法人 万灯会 運営方針

数年間席巻していたコロナ感染症については、一応の落ち着きを取り戻した感のある印象となり、滞っていた外出行事や地域交流行事の再開も見られるようになりました。

他方、昨今福祉の担い手に求められているコンプライアンスについて、健全な運営意識に乏しい福祉サービス事業所等が目立つことを鑑み、令和6年度報酬改定等に伴う義務化事項が5項目（虐待の防止・身体拘束等の禁止・業務継続計画の作成・情報公表対象サービス等情報に係る報告・指定児童発達等の支援の実施に関する計画）が出され、遵守違反に対し減算対象となりました。また、令和7年度より居住系サービス等に対し〈地域連携推進会議〉の設置義務、〈新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携〉、生活介護事業所に対し医師が利用者の健康管理や相談、診療等のため勤務実態がない場合、未配置減算の強化が進められます。今年度はこれらの義務化などに対応した体制を整えることとなり、当法人では、令和6年度中

に地域の方々や医療関係の方々、福祉サービス関係者等の協力を得て、事業運営がスムーズに行えるように準備を進めてきました。

いざにしましても、当法人が永きに渡って積み重ねてきた実績や経験を基に、新たな制度に即時対応できるよう体制づくりを構築し、また常にコンプライアンス遵守を意識した、より適切な事業運営を行っていく運営方針であります。

上記8つの重点施策を迅速・効率的に対応していきます。

- ⑥資格取得制度
- ⑦eラーニングの活性化
- ⑧分野別研修

## 3 スキルアップ

- ①場の提供（体育館、会議室の開放）
- ②教育分野との連携（近隣小中学校との交流会を実施）
- ③場づくり（喫茶サロンをつくる）

## III. 地域交流

- ①場の提供（体育館、会議室の開放）
- ②教育分野との連携（近隣小中学校との交流会を実施）
- ③場づくり（喫茶サロンをつくる）

## 1 交流

- ①場の提供（体育館、会議室の開放）

## II. サービスの向上



### 1 環境整備

- ①快適な空間づくり
- ②安全・安心の確保



### 2 情報発信

- ④地域情報誌の活用
- ⑤機関誌の充実（各拠点発行）



### 3 貢献

- ③利用者様の満足・ご家族の安心
- ④バラエティに富んだレクリエーション活動
- ⑥地域清掃
- ⑦地域参加型の講習会を開催



### 2 日中活動の充実

- ①福利制度の充実
- ②採用推進委員会と人材紹介制度の発足
- ③クレド・One on Oneの充実
- ④バラエティに富んだレクリエーション活動
- ⑤情報交換会の開催
- ⑥事業所間の交流会（テーマ別研修、事例検討会）の実施
- ⑦ケアカルテの有効利用



### 3 情報共有の充実

- ①地域連携推進会議の設置義務
- ②新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ③生活介護事業所に対し医師が利用者の健康管理や相談、診療等のため勤務実態がない場合、未配置減算の強化が進められます。
- ④親和会活動の活性化（支部活動の発足）
- ⑤体験研修（法人内・法人外）
- 上記7つの重点施策を上げ、合理的かつ効果的な方法を用いて事業ごとに実現していきます。



- 上記7つの重点施策を上げ、合理的かつ効果的な方法を用いて事業ごとに実現していきます。
- 地域に理解されるようにPRを行い、公益的な取組の実施状況等を発信し、地域からの信頼を基盤としたつながりを意識します。また、地域住民の声を事業に反映させるなど、密着性を上げた事業運営を進めていきます。

# 令和7年度 事業計画の概要

## I いしだ拠点

### 1 羽島学園

- ◎事業種別 施設入所・生活介護・短期入所（併設型）
- ◎設置目的 障害のある方の意思を尊重し、一人ひとりが望む暮らしと充実した生活の場の提供
- ◎事業の目的
  - 施設入所 主として夜間ににおいて、入浴、排せつ又は食事の介助その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。
  - 生活介護 主として昼間ににおいて、障害者支援施設その他厚生労働省で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介助、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令に定める便宜を提供します。
  - 短期入所 居宅においてその介護を行うものの疾病その他の理由により、障害者支援施設への短期間の入所を必要とする障害者等に、入浴、排せつ又は食事の介助、その他必要な支援を提供します。
- ◎基本方針
  - \* 多様な障害特性を持つ利用者様一人ひとりのニーズに対応できるように努めます。
  - \* 地域の一員として、地域との関係作りに努めます。
- ◎援助方針
  - 施設入所 \* 生活の質の向上を目指し、利用者様個々の願いに応えられるように努めます。
  - 生活介護 \* 本人がやりがいを持って取り組むことができるよう、日中活動を支援します。
  - 短期入所 \* 安心して過ごしていただけるよう、支援します。
- ◎重点目標 「安心・安全に暮らせる環境づくり」
  - \* 重度化・高齢化に特化した知識・技術を深めます。
  - \* 安心安全が提供できる施設整備を進めます。
  - \* 利用者様が満足できる日中活動を展開します。
  - \* 社会参加を踏まえた地域との交流を進めます。

### 2 共同生活はしま

- ◎事業種別 共同生活援助事業
- ◎設置目的 知的に障害のある方が、特性やライフステージに合わせた住まいでの支援を受けながら仲間と協力して暮らすことを目的としています。また、地域社会との結びつきを大切にしています。
- ◎事業の目的
  - 自立支援給付費の支給決定を受けた18才以上の障害のある方に対し、安心して地域生活を送れるよう、食事・入浴等の支援や生活上の相談、関係機関との連絡調整などを提供することを目的としています。
- ◎基本方針
  - 障害のある方が、地域で楽しく安心して暮らすことの出来るグループホームを目指します。
  - \* 仲間と助け合いながら、地域の一員として楽しく暮らせるよう支援します。
  - \* 利用者様のライフステージに応じた支援が出来るよう、ホームの整備や職員の支援のスキルアップに努めます。
- ◎援助方針
  - \* 利用者様の気持ちに寄り添い傾聴に心がけ、個々のニーズに沿った支援を展開します。
  - \* 個々の状況に合わせて、健康面や安全面の相談・支援を行います。
  - \* 地域のイベントなどを通じ、地域との繋がりを深めます。
- ◎重点目標
  - 「快適・安心・安全に暮らせる環境を整える」
  - \* スタッフ会議の他、担当別のミーティングを定期的に実施します。
  - \* 高齢化・重度化に対応できる知識・技術を深めるために研修に参加します。
  - \* ハード・ソフト面を含めて必要な施設整備を行います。
  - \* 利用者様の状況に応じたホーム間の移動等の調整を行います。
  - \* ご家族様が安心してくださるように、情報の発信をしていきます。
  - \* 地域の一員として地域との交流を深めています。
  - \* 訪問看護ステーションと連携し、緊急時の対応や夜間の対応、病気の早期発見に努めます。

## II たけはな拠点

### 3 日中活動支援センターたけはな

- ◎事業種別 生活介護 定員 40名
- ◎設置目的
  - \* 利用される方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、排泄、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
  - \* 就労を希望される方に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために、職業指導や生活支援、就職先の紹介や職業定着の支援、施設外支援等を行うことを目的とします。
- ◎事業の目的
  - \* 利用される方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事、排泄等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行うことの目的とします。
  - \* 就労を希望される方に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために、職業指導や生活支援、就職先の紹介や職業定着の支援を行います。

- ◎基本方針
  - \* 地域の方々や関係機関とつながる取り組みをします。
  - \* 安心・安全な職場環境を整えます。
  - \* 利用者様の一人一人に寄り添った支援を行い、より専門的で的確な支援が出来るようスキルアップに努め、信頼される支援を行います。
- ◎援助方針
  - \* 機関誌発行や交流を行い、事業所を知ってもらうように努めます。
  - \* 一人一人が安全に過ごせるように、日頃から清掃、消毒、手洗いなどを行ない、安心な環境づくりに努めます。また、快適な空間づくりが出来るように努めます。
  - \* お互いの心が通い合った支援をし、利用者様やご家族様の願いの実現に向けチームで支援します。
- ◎重点目標
  - 「だれもが満足できる事業所つくり」
  - \* 利用者様の笑顔が絶えない事業所作り
  - \* 職員間のコミュニケーションを図る・職員のスキルアップ
  - \* 地域の方や保護者との交流・情報発信
  - \* 安全・安心の確保



### III まさき拠点

#### 4 まさき園（児童発達支援センター）

◎事業種別（多機能型事業所） 児童発達支援 定員20名  
 ◎設置目的 羽島市内に障害児サービス（児童発達支援事業）が充実していないため、サービスの受け皿になります。

##### ◎事業の目的

- \* 発達に心配のあるお子様や、障害のあるお子様に対し最善の利益を考慮して個々の発達の過程、特性に応じた支援を専門職員によって行います。
- \* 御家族様に対して発達相談、育児相談を行い不安のない日常生活が送れるように支援していきます。
- \* 羽島市内にある児童分野の事業所と福祉情勢、情報共有などができる場や連絡協議会を立ち上げ、児童福祉の基盤強化を図ります。

##### ◎基本方針

- 主に小集団での療育を基本とした活動を実践します。
- 地域との連携を大切にして一人一人のお子様の成長をサポートします。
- 1. スモールステップを大切にして成功体験を増やします。
- 2. 通われるお子様に対しての御家族様からの相談、サポートを行います。
- 3. 地域の方々との交流が深まるよう地域とのつながりを築きます。
- 4. 市内事業所、関係機関との連携を図ります。

##### ◎援助方針

1. お子様が安心感に支えられて活動意欲が高まるように大人との関わりを大切にして出来る力を見極めます。小さなことの達成から、成功体験を増やして自信が持てるようにします。
2. 送迎時に御家族様との引継ぎを大切にして、情報の共有を大切にします。懇談で知り得た情報等を職員で共有し援助方法や個別支援計画書の見直しをします。
3. 親子サロン、子育てに関する研修を計画し、お子様、子育て中の御家族様と交流する場を作ります。
4. お子様に取り巻く関係機関と連携の場をつくり、つながった支援ができるようにします。連絡協議会を立ち上げ地域、他機関と連携した福祉活動に取り組みます。

##### ◎重点目標 「より充実した活動を提供し情報を発信する」

- \* 保護者様がお子様の行動を理解し、楽しく自信をもって子育てができるようアレントプログラムに取り組みます。
- \* 音楽療法士による音楽活動やレクリエーション指導者による活動を依頼します。
- \* インスタグラムを活用し情報発信します。

#### 5 まさき園（放課後等デイサービス）

◎事業種別（多機能型事業所） 放課後等デイサービス 定員10名  
 ◎設置目的 平成28年市内に特別支援学校が開校し、お子様、御家族様の生活をサポートできるよう障害児サービスの受け皿となります。

##### ◎事業の目的

- \* 主に療育手帳を持ったお子様に対し、健康の維持、生活能力の向上に向けた活動を実施します。
- \* 羽島市内にある児童分野の事業所と福祉情勢、情報共有などができる場を目的とします。
- \* 個々の力に合わせた活動を提供しながら発達を支援します。

##### ◎基本方針

- 発達障害児、重複障害児に対し家庭的で落ち着ける環境のなか人ととの関わりを大切にした支援を提供します。
- 1. 支援技術の向上、環境の整備をして安心、安全に利用していただけるようにします。

2. 通われるお子様に対しての御家族様からの相談、サポートを行います。
3. 自然や季節を感じる活動を通して豊かな心が育むようにします。

##### ◎援助方針

1. 職員等で介助、支援等を隨時見直し、安心、安全なより良い環境をつくります。
2. 送迎時に御家族様との引継ぎを大切にし、情報の共有を大切にします。懇談で知り得た情報等を職員で共有し援助方法や個別支援計画書の見直しをします。
3. 園外活動を取り入れて、地域との交流、自然、季節を感じる機会を計画します。また、季節に合わせた行事を計画します。

##### ◎重点目標 「より充実した活動を提供し情報を発信する」

- \* 職員誰もが活動が進行できるように活動プログラムの詳細化、共有できるようにします。
- \* インスタグラムを活用し情報発信します。
- \* 強度行動障害実践研修を受講し、対象児童が安心できる支援をします。

#### 6 まさき園（生活介護）

◎事業種別 生活介護 定員20名  
 ◎設置目的 障害のある方が、住み慣れた地域で安心して笑顔で過ごすことができる場所を提供する。

##### ◎事業の目的

- 利用者様一人一人の心身の特性を踏まえて、安心して日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の援助及び機能訓練の援助を行います。利用者様の心身機能の健康維持を図ると共に利用者様の御家族様の身体及び精神的負担の軽減を目的とします。

##### ◎基本方針

- \* いきいきと張りのある毎日となるよう支援します。
- \* 一人ひとりの利用者様の障害特性や年齢による心身の状態の変化を理解し寄り添い、安心・安全に過ごせるよう支援します。

##### ◎援助方針

- 1. 一人一人の利用者様の健康生活を支えるため、他事業所や多職種と情

- 報共有し、横のつながりを密にしてより良い介護・支援を行います。
- 2. 利用者様とともに一人一人の目標を設定し、その実現にむけての取り組みを行います。
- 3. 地域との交流を深めるため、地域の皆さんと楽しめる行事を企画します。

##### ◎重点目標 「活動の充実」

- \* 利用者様の要望をお聞きし、楽しく参加できる活動を提供します。
- \* 活動内容について話し合う係（職員・利用者）を配置し、活動内容を検討します。
- \* 他事業所や介護施設を訪問し、どのような活動をされているのかを学びます。
- \* 年に数回、音楽療法士やレクリエーション指導者等の外部の講師に活動を依頼します。
- \* 地域の皆さんと一緒に参加する行事を開催します。
- \* 少人数での日帰り活動を企画し、生活の張りに繋がるように支援します。
- \* 事業所内機関紙を発行し、ご家族にも活動の様子をお伝えします。

#### 7 生活サポートはしま（居宅）

◎事業種別  
 \* 居宅介護（家事援助・身体介護・通院等介助） \* 行動援護  
 \* 重度訪問介護 \* 地域生活支援事業 移動支援  
 ◎設置目的 障がいを持つ人たちが地域で安心して暮らせるよう、ヘルパーが在宅での支援を行います。

##### ◎事業の目的

- 利用者様が可能な限り居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、支援、相談及び援助その他の生活全般にわたるサービスを提供します。
- 屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

##### ◎基本方針

- 一人一人の利用者様の思い・ニーズを大事にし、本人様が望む地域

生活を営むことができるよう支援をしていきます。

##### ◎援助方針

1. 利用者様のニーズに合わせて、在宅で生活ができるように支援します。
2. 利用者様の余暇支援の充実、生きがいを持って生活ができるよう援助します。
3. 意思決定支援を大事にし、利用者様の意思に沿った支援を心掛けます。

##### ◎重点目標

- \* ヘルパー間の連携が取れるように支援後の必要な引き継ぎ、支援方法等、共有していきます。
- \* ケース検討会議を実施します。
- \* 他事業所と連携して支援を行います。

## ⑧ 生活サポートはしま・相談支援センター

### ◎事業概要

- \* 指定特定相談支援事業  
障害福祉サービスを利用する者に対する、サービス等利用計画の作成およびモニタリング  
通常実施地域：羽島市・岐阜市・瑞穂市・笠松町・岐南町・北方町
- \* 指定障害児相談支援事業  
障害児通所支援を利用する者に対する、障害児支援利用計画の作成およびモニタリング  
通常実施地域：羽島市・岐阜市・瑞穂市・笠松町・岐南町・北方町
- \* 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）  
施設入所や入院している人の地域移行に関する相談支援。  
1人暮らしを始めた人が地域で継続して生活するための相談支援。  
通常実施地域：羽島市・岐阜市・瑞穂市・笠松町・岐南町・北方町
- \* 市町村相談支援事業（羽島市・瑞穂市・本巣市・北方町・岐南町・笠松町・委託事業）  
各市町に居住する障がい児者に対する福祉サービス以外の相談支援  
各市町の自立支援協議会等への参加  
瑞穂市ほほえみ相談（出張相談）1回/2ヶ月
- \* 高次脳機能障がい支援対策事業（岐阜県委託事業）  
高次脳機能障がい者に対して退院時の地域移行や関係機関の紹介等を行うコーディネーターを配置します。  
実施地域：岐阜圏域  
(羽島市・岐阜市・瑞穂市・本巣市・各務原市・山県市・笠松町・岐南町・北方町)
- ◎設置目的 地域で生活する障がいをもつ方々の意思決定を支援し、自分らしい生活を継続する事が出来るように関係機関と連携をする窓口となります。

- ◎事業の目的 利用者様および御家族様、関係者様等の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者様等の立場に立った適切な相談支援を提供します。

### ◎基本方針

- \* 利用者様や御家族様の気持ちを大切にして、ひとつひとつの相談に真摯に対応します。
- \* 利用者様や御家族様、関係機関と理想の将来像を共有し、見通しを持った支援を展開します。
- \* 羽島市を中心とした地元の利用者様を大切にします。

### ◎援助方針

- \* 利用者様や御家族様の話をよく聴き、寄り添った支援を行います。
- \* 事業所内での情報共有に加え、各関係機関との連携を取りながら支援を行います。

### ◎支援内容

1. アセスメントを実施します。
2. サービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成します。
3. サービス等利用計画、障害児支援利用計画を利用者等に交付します。
4. モニタリングを実施します。
5. 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
6. 利用者様等からの依頼により、利用者様及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行います。
7. その他必要な相談及び援助を行います。

### ◎重点目標 「相談支援の質の向上、人材育成」

- \* 意思決定支援を大切にしながら、利用者様主体の相談支援を実施します。
- \* 関係機関との連携を強化します。
- \* 法人内事業所間のテーマ別研修、事例検討会を実施します。

## IV くわばら拠点

### ⑨ 双樹園

#### ◎事業種別 生活介護 定員47名 施設入所 定員30名

#### ◎設置目的 落ち着いた環境の中で生産活動や音楽活動、余暇活動など充実した日常生活又は社会生活を営むことができる場所の提供をすることを目的とします。

#### ◎事業の目的 施設入所 利用者様一人ひとりの障害特性を理解し、常時介護を必要とする障害をお持ちの方のうち、家庭では十分な介護を受けることが困難な方の利用に供し、その方の自立と社会経済活動への参加を促進するため、必要なサービスを行うことを目的としています。

#### 生活介護 事業所へ通うことで利用者様の動機付け心の向上を図り、運営の中においては意思及び人格を尊重して、常に当該利用者様の立場に立った適切な施設障害福祉サービスを提供することを目的としています。

#### ◎基本方針 \* 多様な障害特性を持つ利用者様1人ひとりのニーズに対応できるように努めます。 \* 地域の一員として、地域の関係作りに努めます。

#### ◎援助方針 施設入所 \* 事業者は、利用者様の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、適かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとします。 \* 事業者は、利用者様の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者様の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとします。

- \* 事業者の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様及びその御家族様に対し支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとします。

- \* 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を図る地域との交流に努めるものとします。

### 生活介護

- \* 利用者様の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、当事業所において生産活動、音楽活動、余暇活動や入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適かつ効果的に行うものとします。

- \* 地域との結び付きを重視することで地域の中で安心して日中活動ができるようにし、開所中においては防災や防犯体制を充実させ安全確保を図ります。

- \* 意思決定、自己選択を尊重し、伸び伸びと充実した毎日を送ることができるよう支援をします。

### ◎重点目標 「日中生活の多様化と環境整備」

- \* 日中生活の多様化 足袋、軍手の自主製品と下請け作業の三本柱からの脱却を図りながら日中活動の多様化を図ります。

- \* 職員研修 虐待防止研修や強度行動障害の利用者様に正しく対応できるための研修等、利用者様が安心して施設を利用できる環境を整えます。

- \* 食の満足度 利用者様の食に対する満足度が高まるよう、委託業者と連携を図ります。

- \* 地域連携推進会議 地域連携推進会議を開催し、透明性のある事業所づくりを目指します。

### ⑩ くわばら荘

#### ◎事業種別 共同生活援助

#### ◎設置目的 共同生活住居の提供を行い、地域において落ち着いた環境の中で共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

#### ◎事業の目的 利用者様一人ひとりの障害特性を理解し、プライバシーを守り、地域において安全、安心して日常生活を送ることができるよう共同生活援助事業を実施することを目的とします。

#### ◎基本方針 障害のある方が、地域で楽しく安心して暮らすことのできるホームを目指します。

#### \* 仲間と助け合いながら、地域の一員として楽しく暮らせるよう支援します。

#### \* ライフステージに応じた支援ができるよう、ホームの整備や職員の介護技術の向上に努めます。

### ◎援助方針

- \* 身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適かつ効果的に行うものとします。

- \* 地域との結び付きを重視し、地域で安心して日常生活を送れるようになります。

- \* 意思決定、自己選択を尊重し、充実した毎日を送れるよう支援を行います。

### ◎重点目標 「身体機能の低下防止と健康増進」

- \* 健康維持 身体の機能低下を防止するため、夕方や休日にウォーキングや体操、レクリエーション等を取り入れ、健康を意識した活動を行います。

- \* 地域連携推進会議 地域連携推進会議を開催し、地域に開かれた施設を目指します。



中島中学校1年生、2年生の生徒、先生が地域奉仕活動の一環で羽島学園を訪れて、食堂や体育館の清掃活動をしてくださいました。日頃、手が行き届かない高い場所の清掃など、施設の利用者のみなさんとともに取り組んでくださり、とても助かりました。羽島学園では、美しくなった食堂・体育館を利用しています。中島中学校の皆さんに心より感謝申し上げます。

**中島中学校  
地域奉仕ボランティアで  
末園されました**



羽島ロータリークラブ（荒木義男会長・岩田勝美社会奉仕委員長）の二〇二四年（二〇二五年度）仕合せ事業の一環として、羽島学園にイベント用テント2張を寄贈いただきました。

頂戴したテントは、災害時のほか、羽島学園マルシェなどのイベント開催時に活用させていただきます。羽島ロータリークラブの皆様のご厚志に心より感謝申し上げます。

**羽島ロータリークラブ（司せ事業）で寄付物品を頂きました**

令和7年度より居住系サービス事業所において地域連携推進会議の開催が義務化されます。この会議は、事業所と地域との連携による①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護を目的に、外部の目を取り入れてサービスや利用者様の暮らしの向上を図るためのものです。

万灯会ではこの会議を令和6年度より実施し、会議構成員の皆様に障害者支援施設やグループホームを視察していただき、サービスや利用者様の生活環境の向上に関わる様々なご意見を頂戴しました。今後、対応を図り、利用者のみなさんに質の高いサービスを提供していくけるよう、努めて参ります。



**地域連携推進会議を開催**

令和7年4月1日



節分の会



音楽サークル



新年鏡開き



初詣



ひなまつり



節分



節分会



節分②



防犯教室



初詣



新年会



節分

# 4月～6月万灯会施設行事のご案内

## 羽島学園

月 日	行 事 名	場 所
4月	花見会	
5月	福祉村 さつまいも苗植え作業	福祉村農場
6月	日帰り旅行	

## 日中活動支援センターたけはな(生活介護)

月 日	行 事 名	場 所
4月	お花見(藤)	竹鼻別院
5月	遠足	未定
6月	グループ別外出	未定

遠足はボランティアを募集

## 共同生活はしま

月 日	行 事 名	場 所
4月5日(土)	花見	
5月	避難訓練	
6月	日帰り旅行	



## 双樹園

月 日	行 事 名	場 所
4月	花祭り	双樹園講堂
5月	お楽しみ行事	未定
5月	日帰り旅行	未定

## まさき園(児童・放デイ)

月 日	行 事 名	場 所
5月	こどもの日	まさき園

## まさき園(生活介護)

月 日	行 事 名	場 所
4月	お花見	まさき園
5月	日帰り外出	
6月	日帰り外出	

随时、ボランティア募集!!



万灯会ではパート職員、グループホーム世話人、登録ヘルパーを募集しています。  
くわしくは、万灯会事務局採用担当 (058-398-8331) へお問い合わせください。

①パート職員 業務内容：作業補助、行事補助、生活支援業務

勤務時間：9:00～15:00 時間給：1,001円～+規定により交通費支給

②グループホーム世話人 業務内容：食事の準備・片付け、洗濯、日誌記入等

勤務時間：宿直なし 勤務時間 A:6:15～8:45 B:16:30～21:00

時給：1,001円+宿直手当+規程により交通費支給

宿直のみ 勤務時間：16:30～翌8:45

規定による時給+深夜25%加算+規程により交通費支給

③登録ヘルパー 業務内容：障害を持つ方たちへの支援（身体介護、家事援助、移動支援）

勤務時間：7:00～21:00の間（応相談）、土日、平日の夕方勤務可能の方歓迎。月1回、数時間も可。

時給：1,001円～+規程により移動手当、交通費支給

